

令和2年玉村町議会第1回定例会会議録第4号

令和2年3月18日（水曜日）

議事日程 第4号

令和2年3月18日（水曜日）午後2時30分開議

- 日程第 1 請願の審査報告
 - 日程第 2 議案第 4号 玉村町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について
 - 日程第 3 議案第 5号 玉村町水防センター条例の制定について
 - 日程第 4 議案第26号 令和2年度玉村町一般会計予算
 - 日程第 5 議案第27号 令和2年度玉村町国民健康保険特別会計予算
 - 日程第 6 議案第28号 令和2年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算
 - 日程第 7 議案第29号 令和2年度玉村町介護保険特別会計予算
 - 日程第 8 議案第30号 令和2年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算
 - 日程第 9 議案第31号 令和2年度玉村町水道事業会計予算
 - 日程第10 議案第32号 令和2年度玉村町下水道事業会計予算
 - 日程第11 開会中における所管事務調査報告
 - 日程第12 閉会中における所管事務調査の申出
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 請願の審査報告
- 日程第 2 議案第 4号 玉村町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 5号 玉村町水防センター条例の制定について
- 日程第 4 議案第26号 令和2年度玉村町一般会計予算
- 日程第 5 議案第27号 令和2年度玉村町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 6 議案第28号 令和2年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 7 議案第29号 令和2年度玉村町介護保険特別会計予算
- 日程第 8 議案第30号 令和2年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第31号 令和2年度玉村町水道事業会計予算
- 日程第10 議案第32号 令和2年度玉村町下水道事業会計予算
- 日程第11 開会中における所管事務調査報告

日程第 1 2 閉会中における所管事務調査の申出

追加日程第 1 議案第 3 7 号 令和元年度玉村町一般会計補正予算（第 9 号）

追加日程第 2 議案第 3 8 号 令和 2 年度玉村町一般会計補正予算（第 1 号）

出席議員（13人）

1番	小林一幸君	2番	新井賢次君
3番	原利幸君	4番	月田均君
5番	渡邊俊彦君	6番	柳沢浩一君
7番	石内國雄君	8番	高橋茂樹君
9番	浅見武志君	10番	久保留美子君
11番	宇津木治宣君	12番	備前島久仁子君
13番	三友美恵子君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石川眞男君	副町長	古橋勉君
教育長	角田博之君	総務課長	石関清貴君
企画課長	中野利宏君	税務課長	齋藤修一君
健康福祉課長	舩田昌子君	子ども育成課長	萩原保宏君
住民課長	齋藤善彦君	環境安全課長	高柳功君
経済産業課長	齋藤恭君	都市建設課長	高橋茂君
上下水道課長	金子忠雄君	会計管理者兼会計課長	大堀泰弘君
学校教育課長	高橋幸伸君	生涯学習課長	宇津木雅彦君

事務局職員出席者

議会事務局長	田村進	庶務係兼議事調査係長	岡部敦
庶務係兼議事調査係	平野里都子		

○開 議

午後 2 時 3 0 分開議

◇議長（三友美恵子君） ただいまの出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



○日程の追加について

◇議長（三友美恵子君） 本日は、追加日程として、あらかじめお手元に配付いたしました追加 2 議案が提出されました。

本日午前 11 時から議会運営委員会が開かれ、追加日程の取扱いについて審査が行われ、本日の議事日程に追加することに決定いたしました。

お諮りいたします。

追加 2 議案について、本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、2 議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第 1 請願の審査報告

◇議長（三友美恵子君） 日程第 1、請願の審査報告を議題といたします。

請願受理番号 1、若い人も高齢者も安心できる全額国庫負担の最低保障年金制度創設を政府に求める請願を議題といたします。

この請願につきましては、総務経済常任委員会に付託となっておりますので、総務経済常任委員長の審査報告を求めます。

月田均総務経済常任委員長。

〔総務経済常任委員長 月田 均君登壇〕

◇総務経済常任委員長（月田 均君） 請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定しましたので、玉村町議会会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告いたします。

受理番号 1、受理年月日、令和 2 年 2 月 18 日。

件名、若い人も高齢者も安心できる全額国庫負担の最低保障年金制度創設を政府に求める請願。

請願者または代表者住所・氏名、前橋市樋越町 183-4、全日本年金者組合群馬県本部執行委員長代行、女屋定俊。玉村町大字樋越 99-2、玉村支部支部長代行、関口隆治。

審査結果、趣旨採択とすべきもの。

続きまして、請願受理番号1、若い人も高齢者も安心できる全額国庫負担の最低保障年金制度創設を政府に求める請願の審査の経過を報告いたします。請願の趣旨、公的年金は、長い一生の中で起きる障害や配偶者や親の死亡、高齢などの困難を克服していく制度です。全ての国民に健康で文化的な生活を保障し、実現するための国の努力を定めた憲法25条具体化の制度です。しかし、この制度の下で年金を受けられない無年金者が生まれます。そして、困難な生活を送らなければならない低年金者も増えているのが現在の年金制度です。この無年金、低年金の克服が日本の年金制度の最大の課題です。全額国庫負担の最低保障年金制度の創設は、無年金、低年金という現在の年金制度の課題を解決するスタートになります。同時に経済活性化にも寄与します。以上の趣旨をご理解いただき、全額国庫負担の最低保障年金制度創設を求める意見書を国に提出してください。以上が請願趣旨の概要です。

本件について、玉村町議会会議規則第93条第1項の規定により、紹介議員である宇津木治宣議員に説明を求めました。紹介議員説明。日本の年金制度では、基礎年金の半分は国費で賄われているので、様々な事情により年金が払えなかった方は、その恩恵を受けることができません。ですから、せめて無条件で国庫負担分程度の割合の年金制度を創設し、憲法で保障している全ての国民が安心して生きる権利を有する、これを保障するをお願いをするのがこの請願の趣旨です。

審査経過。全委員から意見を求めた結果、4人の委員から趣旨採択とすべきものとする意見があり、1人の委員から採択すべきものとする意見がありました。

委員の主な意見といたしましては、高橋委員、趣旨はよく分かりますが、無年金者や低年金者への対応は年金制度だけで捉えてはいけないと思います。また、国でしっかりと審議すべきことだと思いますので、趣旨採択がよいと考えます。

久保委員、憲法25条で生存権が保障されています。年金の保険料を払わなくてはならないと分かっても、様々な理由で払えない方もいます。弱者救済、生存権の保障の意味からも、私は採択すべきものと思います。

備前島委員、多くの方の意見を吸い上げ、国に届け、救済したいという活動は大切であると考えますが、国の問題でありますので、趣旨採択がよいかと思えます。このような意見が出されました。

表決。本請願は採決の結果、趣旨採択とすべきものとなりました。

以上です。

◇議長（三友美恵子君） 総務経済常任委員長の審査報告を終了いたします。

これより総務経済常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

以上で総務経済常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。
これより本請願に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本請願に対する表決を行います。

総務経済常任委員長の審査報告は趣旨採択とするものです。

委員長の報告のとおり、趣旨採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決しました。

次に、請願受理番号第2、年金支給の隔月支給を毎月支給に改める請願を議題といたします。

この請願につきましては、総務経済常任委員会に付託となっておりますので、総務経済常任委員長の審査報告を求めます。

月田均総務経済常任委員長。

〔総務経済常任委員長 月田 均君登壇〕

◇総務経済常任委員長（月田 均君） 本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、玉村町議会会議規則第94条第1項の規定により報告します。

受理番号2、受理年月日、令和2年2月18日。

件名、年金支給の隔月支給を毎月支給に改める請願。

請願者または代表者住所・氏名、前橋市樋越町183-4、全日本年金者組合群馬県本部執行委員長代行、女屋定俊。玉村町大字樋越99-2、玉村支部支部長代行、関口隆治。

審査結果、趣旨採択とすべきもの。

続きまして、請願受理番号2、年金支給の隔月支給を毎月支給に改める請願の審査の経過を報告いたします。請願の趣旨。国民は月単位で生活を送っています。給与の支払いも生活用品の消費も月単位で考えています。しかし、年金生活者はそれを2か月単位で送らなければなりません。年金支給月が偶数月になっているからです。国民年金が始まった1959年では、2月、5月、8月、11月の4期に年金を支払うことになっていました。それから30年後の1989年に2か月に1回の支払いになりました。この間の事情について、当時の厚生省の資料で、年金の支払いについては各方面から支払い回数の増加の要請があり、国民年金制度においては本年10月より6回払いに改善することにしたものであると解説しています。3か月ごとより2か月ごとの支給のほうが改善と厚生省も認めているのです。

隔月支給に変更してから30年も経過しています。しかも、先進国では毎月支給は当たり前になっています。生活のリズムは月単位です。年金支給が毎月になることは当然です。4,000万人年金受給者だけでなく、国民的要求でもあります。年金支給日を毎月にして、生活実態に合わせるよう政府に求めてください。以上が請願趣旨の概要です。

審査経過。全委員から意見を求めた結果、4人の委員から趣旨採択とすべきものとする意見があり、1人の委員から採択すべきものとする意見がありました。

委員の主な意見といたしまして、備前島委員、年金が隔月支給であっても、計画的に使用すれば支障はないと思います。また、毎月支給になれば、振込費用は相当増えるのではないかと懸念されます。そういったことも考えると、趣旨採択がよいと思います。

新井委員、年金が隔月支給になり、広く定着していることと思いますが、私の周りでは隔月支給に対する不都合さの声を聞いたことがありません。また、請願の趣旨は理解できますが、町議会の権限に属さないと思いますので、趣旨採択がよいと思います。

久保委員、国で判断することであっても、地方から声を上げていくことは必要だと考えますので、採択がよいと思います。こういった意見が出されました。

表決。本請願は採決の結果、趣旨採択とすべきものとなりました。

以上です。

◇議長（三友美恵子君） 総務経済常任委員長の審査報告を終了いたします。

これより総務経済常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

以上で総務経済常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより本請願に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本請願に対する表決を行います。

総務経済常任委員長の審査報告は趣旨採択とするものです。

委員長の報告のとおり、趣旨採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決しました。



○日程第2 議案第4号 玉村町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について

◇議長（三友美恵子君） 日程第2、議案第4号 玉村町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について。

この議案につきましては、総務経済常任委員会に付託となっておりますので、総務経済常任委員長の審査報告を求めます。

月田均総務経済常任委員長。

[総務経済常任委員長 月田 均君登壇]

◇総務経済常任委員長（月田 均君） 総務経済常任委員会に付託された条例について、委員会の審査報告を申し上げます。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

事件の番号、議案第4号。件名、玉村町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について。

議決の結果、原案可決。

議決の理由、内容は妥当なものと認める。

3月3日の本会議において、町長から提案説明があった議案第4号について、総務課に補足説明を求めました。補足説明1、条例制定の理由について、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行により、会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関して必要な事項を定めるため、本条例を制定する。

2、主な制定内容について説明いたします。第1条、条例制定の趣旨、職員の給与、勤務時間、その他勤務条件は条例で定める必要があるため、勤務時間、休暇等に関する基準について本条例で規定する。

第3条、勤務時間に関する規定、第4条、週休日及び勤務時間の割り振りに関する規定、第7条、休憩時間に関する規定、これは常勤職員の例によります。

第11条、休日に関する規定、常勤職員の例によります。

第13条、休暇の種類に関する規定、休暇については年次有給休暇と特別休暇とする。

第14条、年次有給休暇に関する規定、第15条、特別休暇に関する規定などです。

3、施行日、令和2年4月1日。

委員から質疑が出され、慎重に審査し、その後表決を行いました。

主な質疑。新井委員、年次有給休暇に関してですが、20日を限度として次の1年間に繰り越すこ

とができるという項目がありますが、これはどのような必要があつて書かれているのでしょうか。職員係長、正職員につきましても20日間を限度として年次有給休暇を次の年に繰り越していますので、それと同じ扱いで行っていくということです。基本的に労基法でも同じような扱いになっています。

備前島委員、現在の玉村町の中で、この制度に該当する職員は何人いますか。職員係長、令和2年度予算に計上した人数は、フルタイムで働いていただく方が58名、パートタイムの方が181名の計239名です。

討論なし。

表決、本議案は表決の結果、全会一致で原案のとおり可決となりました。

以上です。

◇議長（三友美恵子君） 以上で総務経済常任委員長の審査報告を終了いたします。

これより総務経済常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

以上で総務経済常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。

委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。



○日程第3 議案第5号 玉村町水防センター条例の制定について

◇議長（三友美恵子君） 日程第3、議案第5号 玉村町水防センター条例の制定について。

この議案につきましては、民生文教常任委員会に付託となっておりますので、民生文教常任委員長の審査報告を求めます。

原利幸民生文教常任委員長。

[民生文教常任委員長 原 利幸君登壇]

◇民生文教常任委員長（原 利幸君） それでは、委員会審査報告を行います。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

事件の番号、議案第5号。件名、玉村町水防センター条例の制定について。

議決の結果、原案可決。

議決の理由、内容は妥当なものと認めるといってごさいます。

民生文教常任委員会議案審査報告です。令和2年3月5日午前9時より全員協議会室で行われました。議案第5号 玉村町水防センター条例の制定についての審査報告です。

3月3日の本会議において町長から提案説明があった議案第5号について、環境安全課に補足説明を求めました。本条例は、現在建設中の玉村町水防センターの設置や管理、運営に関することについて定めるものである。第1条、設置では、水害、その他の災害に備え、防災に関する物資及び資材の備蓄を行い、災害の発生に即応した体制の強化を図るとともに、災害時における災害応急対策及び災害復旧の拠点とすることを水防センター設置の目的としている。基本的な事項として、名称及び位置、水防センターが行う事業、使用許可、使用者の範囲などを規定している。

条例の概要、主なものについては以下のとおりであります。第3条、事業、第4条、使用許可、それから第5条、使用できるものの範囲、第6条、使用許可の制限、第7条、使用許可の取消し等、第10条、委任、この条例に定めるもののほか、水防センターの管理運営に関し必要事項は規則で定める。各条項の内容は資料のとおりでございます。

附則として、この条例は令和2年4月1日から施行するとあります。

委員会では、委員から質疑が出され、慎重に審査し、その後表決を行いました。

主な質疑として、石内委員から、第7条（2）の使用許可を取り消すことができる規定には、使用者がこの条例及びこれに基づく規則に違反したときと書かれています。また、第10条では、この条例に定めるもののほか、水防センターの管理運営に関し必要事項は規則で定めるとなっています。規則についてはどのようになっていますかということですが、環境安全課長より、規則の詳細についてはまだ決定しておりませんということでした。

宇津木委員からは、水防センターが行う事業の中に、緊急避難場所としての指定は入っていないようですが、そのことについてはどうでしょうか。環境安全課長より、以前の全員協議会でもご説明いたしましたが、この施設がある場所はある程度の浸水深が予想されておりますので、こちらを緊急避難場所として指定するのは難しいと考えております。この水防センターは、災害前の情報収集や会議に利用したり、備蓄してある資機材を事前に持ち出して水防活動をしていただく。また、水害であれば、水が引いた後に復旧についての対策会議を開く場所等の拠点として利用していただくことなどを考えておりますということでございます。以上で主な質疑を終わります。

討論はありませんでした。

表決として、本議案は表決の結果、全会一致で原案のとおり可決となりました。

以上でございます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で民生文教常任委員長の審査報告を終了いたします。

これより民生文教常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

以上で民生文教常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。

委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。



○日程第 4 議案第 26 号 令和 2 年度玉村町一般会計予算

○日程第 5 議案第 27 号 令和 2 年度玉村町国民健康保険特別会計予算

○日程第 6 議案第 28 号 令和 2 年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算

○日程第 7 議案第 29 号 令和 2 年度玉村町介護保険特別会計予算

○日程第 8 議案第 30 号 令和 2 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算

○日程第 9 議案第 31 号 令和 2 年度玉村町水道事業会計予算

○日程第 10 議案第 32 号 令和 2 年度玉村町下水道事業会計予算

◇議長（三友美恵子君） 次に、予算特別委員会に付託となっております日程第 4、議案第 26 号 令和 2 年度玉村町一般会計予算から日程第 10、議案第 32 号 令和 2 年度玉村町下水道事業会計予算までの 7 議案を一括議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第4、議案第26号から日程第10、議案第32号までの7議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより予算特別委員長の審査報告を求めます。

柳沢浩一予算特別委員長。

〔予算特別委員長 柳沢浩一君登壇〕

◇予算特別委員長（柳沢浩一君） それでは、本委員会に付託の事件につきましては、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

まず、議案第26号 令和2年度玉村町一般会計予算、議決の結果、原案どおり可決となりました。内容につきましては、妥当なものと認めるということであります。

続きまして、議案第27号 令和2年度玉村町国民健康保険特別会計予算、これも原案どおり可決となりました。内容は、同じく妥当なものと認める。

次に、議案第28号 令和2年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算、これも同様、原案可決となりました。内容は、妥当なものと認めるということであります。

次に、議案第29号 令和2年度玉村町介護保険特別会計予算、これも原案可決となりました。内容は、妥当なものと認めるということであります。

次に、議案第30号 令和2年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算、これも同じく原案可決でございます。内容は、妥当なものと認める。

次に、議案第31号 令和2年度玉村町水道事業会計予算、これも原案可決でございます。内容は、妥当なものと認める。

次に、議案第32号 令和2年度玉村町下水道事業会計予算、これも原案可決ということでございます。内容は、妥当なものと認めるということでございます。

以上です。

◇議長（三友美恵子君） 以上で予算特別委員長の審査報告を終了いたします。

これより予算特別委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

初めに、日程第4、議案第26号 令和2年度玉村町一般会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第5、議案第27号 令和2年度玉村町国民健康保険特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第6、議案第28号 令和2年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第7、議案第29号 令和2年度玉村町介護保険特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第8、議案第30号 令和2年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第9、議案第31号 令和2年度玉村町水道事業会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第10、議案第32号 令和2年度玉村町下水道事業会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

以上で予算特別委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより議案第26号 令和2年度玉村町一般会計予算に対する討論を求めます。

〔「はい」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 最初に、反対の方の討論を求めます。

9番浅見武志議員。

〔9番 浅見武志君登壇〕

◇9番（浅見武志君） 最初に、反対討論をいたしたいと思います。

1つ、予算編成の重点が曖昧である。

1つ、スクラップした事業がなく、総花的な人気取りのための事業、補助金がある。

1つ、財政の健全化を目指す中で緊急度、重要度、費用対効果等の検討が見られない。

1つ、不測の支出に備えての財源が留保されていない。

4点のことから反対いたします。

◇議長（三友美恵子君） 次に、賛成の方の討論を求めます。

8番高橋茂樹議員。

〔8番 高橋茂樹君登壇〕

◇8番（高橋茂樹君） それでは、賛成の立場から討論をさせていただきます。

本定例会は、石川町長による施政方針から始まり、町政運営に対する姿勢や考え方が明らかにされました。令和2年度の予算は、前年度と比較して0.4%減の109億円、金額にして4,500万円の減少ということではありますが、町長は財源確保が極めて厳しい状況の中、全世代のまちづくりの思いに配慮し、未来に希望をつなげる予算として編成を行った予算だとされました。その取組の内容を見てみますと、全世代型の地域福祉の推進及び防災・減災まちづくりの推進に重点配分を行ったということではありますが、そのうち令和2年度の重点施策として全世代型の地域福祉の推進では、大きな柱の1つであった副食費無償化に関しては、関連する条例案の否決により、大変残念なことに無償化は実現ませんでした。

しかしながら、特に子育て支援については、子育て世代が多く住む玉村町として、子育てしやすい環境づくりのため、待機児童解消に向けた民間事業者による新規保育所の誘致や余裕教室を活用した放課後児童クラブの推進のほか、放課後児童クラブ移行後の西児童館及び健康の森児童館においては子育て支援全般に特化し、地域子育て支援拠点として位置づけるなど、多くの財源を必要とする施策に対し積極的に予算を確保しております。また、子供を産み育てやすい環境づくりのために妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う拠点として、新たに子育て世代包括支援センターを開設するとともに、出産後間もない時期の産婦に対する支援強化と母子に対する心身のケアや育児サポート全般について、産婦健康診査や産後ケア事業を実施するなど、これまで以上に子育て世代の支援充

実に努めた予算となっております。

次に、防災・減災まちづくりの推進では、昨今の大規模な自然災害等に対応するため、消防団機能強化のための取組のほか、昨年10月の台風19号を教訓として、内水氾濫、浸水被害が発生した地域への河川監視カメラや水防倉庫、大型土のうの設置をはじめ、災害活動時の装備品や避難所における非常食や毛布、災害用蓄電池等の防災用資機材の備蓄品の充実、さらに町民による一斉避難訓練の実施など、災害に強いまちづくりを一層推進するための取組を充実した予算となっております。

以上のことを期待して、私の賛成討論とさせていただきます。

◇議長（三友美恵子君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。異議がありますので、起立により表決を行います。

委員長の報告のとおり原案可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◇議長（三友美恵子君） 起立多数であります。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

これより、議案第27号 令和2年度玉村町国民健康保険特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

これより議案第28号 令和2年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

これより議案第29号 令和2年度玉村町介護保険特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

これより議案第30号 令和2年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

これより議案第31号 令和2年度玉村町水道事業会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

これより議案第32号 令和2年度玉村町下水道事業会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

◇

○日程第11 開会中における所管事務調査報告

◇議長（三友美恵子君） 日程第11、各委員長から開会中における所管事務調査報告が玉村町議会会議規則第77条の規定により議長に提出されました。

報告書はお手元に配付したとおりです。

◇

○日程第12 閉会中における所管事務調査の申出

◇議長（三友美恵子君） 日程第12、閉会中における所管事務調査の申出を議題といたします。

各委員長から玉村町議会会議規則第73条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中における所管事務調査の申出がありました。

各委員長からの申出のとおり閉会中における所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり閉会中における所管事務調査に付することに決定いたしました。

た。



○追加日程第1 議案第37号 令和元年度玉村町一般会計補正予算（第9号）

◇議長（三友美恵子君） 追加日程第1、議案第37号 令和元年度玉村町一般会計補正予算（第9号）。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第37号 令和元年度玉村町一般会計補正予算（第9号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を112億2,015万6,000円とするとともに、繰越明許費の追加を行うものでございます。

補正内容につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業として、保健センターをはじめ管内の小中学校や保育所、幼稚園、放課後児童クラブ等においてマスクや手指消毒剤、非接触体温計等の購入を行うほか、小中学校の臨時休校に伴い、その対応として生活の場を提供する放課後児童クラブ関連施設に対し人件費等の追加を行うとともに、加湿空気清浄機を設置し、予防対策をはじめ初動体制の確立や緊急時の対応に備えるものでございます。

なお、繰越明許費の追加につきましては、購入を予定しているマスク等の納品の見通しが立たないため、単独事業分を全額繰越しさせていただくものでございます。

以上が補正内容となりますが、これらの財源の手当といたしましては、国、県補助金及び前年度繰越金を予定しております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

9番浅見武志議員。

〔9番 浅見武志君発言〕

◇9番（浅見武志君） 早速コロナ対策の取組に当たってくれたのはすごいと思います。

それでまた、町単独事業が行われているのですが、私はコロナ対策の中で一番高齢者のほうが緊急性が強いと思うのですが、やっぱり子供のことは大事ですけれども、お年寄りのほうの対策というのは何か検討されたのか。それともまた、国の補助金だとか県の補助金の中にそういったものが入っていなかったのか、取りあえずは子供のほうをやるのか、それについてお聞かせいただければと思います。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） お答えいたします。

高齢者の方の対策といたしまして、福祉施設に通っている方、もしくは入所されている方につきましては、国、県の指導がありまして、国、県の通知に基づきまして今事業のほうは行っている状況でございます。それで、玉村町といたしましては、老人福祉センターのほうを、ちょっと今日付がすぐ分からないのですが、3月の31日までは閉館させていただきまして、不特定多数の方が来られないようには対応を取っております。あと、お金のところでございますが、国のほうから老人施設のほうに直接連絡は行っていると思われまして、なので、町には高齢者の方用に特別な補助等は来ておりませんので、町単独事業が多くなっております。

◇議長（三友美恵子君） 9番浅見武志議員。

〔9番 浅見武志君発言〕

◇9番（浅見武志君） デイサービスだとか、そういったところだとか、あと病院関係だとか、そういったところのケアマネジャーとかが、何かマスクが手に入らないとかというので、私も相談を受けたのですが、やっぱりそういったところにも町で用意したマスクなどを医療従事者に優先的に手渡したりだとか、そういうことをやってもらえればと思うのですが、どうでしょうか。

◇議長（三友美恵子君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 舛田昌子君発言〕

◇健康福祉課長（舛田昌子君） マスクにつきましては、医師会を通しましてお医者様、それからあと歯科医師会を通しまして歯医者さんですか、歯科医院のほうにはマスクを、医師会は1件100枚で、歯科医師会は1件30枚の提供をしております。しかしながら、うちのほうの備蓄もございませんので、介護施設等には町からの放出はございません。ただ、国のほうの施策といたしまして、介護施設のほうに届くようにこれから検討されている状況だと思います。

◇議長（三友美恵子君） 総務課長。

〔総務課長 石関清貴君発言〕

◇総務課長（石関清貴君） 補足のほうをさせていただきます。

万が一新型コロナウイルス等の患者さんとか、陽性の反応の方が出たというような緊急事態が発生したような場合には、今回は保健センターのほうで購入するというような予算もつけておりますので、そういったものも対応する用意ではあります。

◇議長（三友美恵子君） 9番浅見武志議員。

〔9番 浅見武志君発言〕

◇9番（浅見武志君） そのようにしていただければいいと思います。また、この国、県が出て、すぐに町の対応が出たのは、私はいいことだと思います。

それと、やっぱりこれからちょっと厳しくなるのは、企業だとか飲食店だとか、そういったところにも大分うちの前の居酒屋さんなんかも宴会がなくなってしまったりとか、あとお昼のランチ時期に

人が来なかったりだとか、あとは買物の方が大分買い物客が3割、4割減っているだとかいうようなこともテレビでも報道されていますので、そういった方に緊急の融資といいたまいますか、そういうのも銀行でも行うことが決まっているようですが、やっぱり町としてもこういったものに瞬時に対応していけるよう臨時会をしてもいいですから、これからもやっていただければと思います。

以上です。

◇議長（三友美恵子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○追加日程第2 議案第38号 令和2年度玉村町一般会計補正予算（第1号）

◇議長（三友美恵子君） 追加日程第2、議案第38号 令和2年度玉村町一般会計補正予算（第1号）。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 議案第38号 令和2年度玉村町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から982万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を108億9,017万2,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、さきの議案第12号の否決により、令和2年度一般会計当初予算において、国の基準では対象とならない保育所及び幼稚園等の副食費無償化を執行できなくなったため、歳入では公立保育所及び幼稚園の保護者からの副食費収入として1,895万4,000円を追加する

とともに、歳出では私立保育所及び幼稚園等への副食費免除分負担金982万8,000円を減額するものでございます。

なお、今回の補正予算に伴う財源調整としましては、財政調整基金からの繰入金を2,878万2,000円減額し、収支の調整をさせていただきました。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（三友美恵子君） 以上で提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○字句等整理委任について

◇議長（三友美恵子君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（三友美恵子君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。



○町長挨拶

◇議長（三友美恵子君） この際、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 令和2年玉村町議会第1回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

現在新型コロナウイルス感染症が世界中で感染拡大しており、WHOはこの状況をパンデミックと表現いたしました。群馬県内においても、現在までに10人の感染者が確認されております。いまだに収束する様子を見せないこの状態は、世界経済にも大きな影響を与えており、リーマンショック並みか、それ以上の深刻な状況になるのではないかと警告されております。そのため、昨日町内金融団代表者及び商工会関係者を呼んで、町内事業者に対して資金面を含めた積極的な経営相談の実施等をお願いしたところでございます。今後とも町民の安全、安心を第一に考え、国や県、関係機関と連携して、感染拡大の防止に努め、少しでも早く平穏な日常生活を取り戻せるよう、この難局に立ち向かってまいる所存であります。

また、東日本大震災の発生から、3月11日で9年が経過いたしました。この間の被災地のインフラ整備は着実に進展しておりますが、今なお多くの方々が避難生活を続けています。ここに改めて、犠牲になられた方々に謹んで哀悼の意を表するとともに、被災された全ての方々に心からのお見舞いを申し上げます。そして、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、今定例会は、3月3日に開会され、本日までの16日間、議員の皆様方には提案させていただきました令和2年度一般会計当初予算をはじめ、追加議案を含む37議案につきまして慎重にご審議をいただき、1議案を除く36議案につきまして原案のとおりご議決を賜り、誠にありがとうございました。今後とも丁寧な説明と真摯な対応を心がけてまいりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

私は、玉村町の町長に就任し、初めての施政方針で述べましたとおり、令和2年度の当初予算は財源確保が極めて厳しい状況の中、限られた財源を効率的かつ効果的に配分し、第5次総合計画及び都市計画マスタープラン、玉村町まち・ひと・しごと創生総合戦略を着実に推進するとともに、全世代型の地域福祉の推進及び防災・減災まちづくりの推進に全力で取り組み、本町が将来にわたって安心安全で活力のある、未来に希望をつなぐまちづくりを推進する決意であります。議員各位におかれましては、今後ともご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

また、本定例会におきましては、10名の議員より、町政に対して様々な視点から一般質問をいただきました。議員各位から賜りましたご意見、ご提言等につきましては十分尊重し、町政発展のためにできることを精査してまいりたいと考えております。

結びになりますが、これから年度末、そして新年度のスタート時期を控え、新型コロナウイルス感染症等の影響が懸念されますが、議員各位にはお体には十分ご留意され、ますますご活躍されることを祈念申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

◇

○議長挨拶

◇議長（三友美恵子君） 令和2年玉村町議会第1回定例会の閉会に当たり、一言挨拶を申し上げます。

今定例会は、3月3日に開会し、本日までの16日間にわたり、令和元年度の補正予算や新年度に向けた新規条例の制定あるいは一般会計や特別会計予算など、町長施政方針に基づく諸施策を展開する上での根拠となる重要な議案を熱心にご審議いただきました。また、10名の議員から一般質問や予算特別委員会、あるいは各常任委員会においても活発な議論が行われるなど、大変意義のある議会となりました。石川町長におかれましては、議案審議や一般質問の際に議員から提案のありました意見や要望等を町民の声として十分に尊重され、今後の行政運営に反映されますことを強く求めるものであります。

結びに当たり、新しい年度が始まりますが、新型コロナウイルスの感染が一日も早く収束し、平和の祭典であります東京オリンピック・パラリンピックが無事開催されますことを願うとともに、議員各位並びに町長をはじめ執行各位には何かとご多用な時期となりますが、健康には十分留意され、ますますご活躍されますようご祈念申し上げまして、閉会に当たっての挨拶といたします。

◇

○閉 会

◇議長（三友美恵子君） これをもちまして、令和2年玉村町議会第1回定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時30分閉会